

「福島県建築関係規則集」（平成21年11月改訂版）正誤表

本書に記載する福島県建築基準法施行条例第47条の9に定める手数料の額に以下の誤りがありました。

内容を訂正し、深くお詫び申し上げます。

ページ	誤	正
P50 表の2段目 三十一 法第68条の4第1項の規定に基づく認定の申請者が納付する額	7,000円	27,000円
P51 表の2段目 三十八 法第85条第5項の規定に基づく許可の申請者が納付する額	仮設建築物の存続する期間が3月以内のものにあっては、60,000円、3月を超えるものには <u>12,000円</u>	仮設建築物の存続する期間が3月以内のものにあっては、60,000円、3月を超えるものには <u>120,000円</u>